

整理番号

産業廃棄物県内搬入処分協定書

排出事業者名を記入して下さい。

茨城県知事（以下「甲」という。）と茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項（平成21年茨城県告示第485号）第3条第1項の規定による承認を受けた **〇〇〇〇株式会社**（以下「乙」という。）とは、産業廃棄物の茨城県の区域内での処分に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号）、茨城県廃棄物処理要項（平成4年茨城県告示第1194号）第10条から第13条その他の関係法令の規定（以下「法等」という。）を遵守するとともに、甲が法等の規定に基づき行う報告の徴収、立入検査、改善命令及び措置命令に従わなければならない。

第2条 乙がこの協定に違反したときは、甲は茨城県の区域内への産業廃棄物の搬入の停止を求めることができるものとし、乙は、甲から当該搬入の停止を求められたときには、直ちに当該搬入を停止しなければならない。

第3条 乙は、協議内容に変更が生じた場合は、甲に申し出るものとする。

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から5年間（ただし、県内の最終処分場で直接処分する場合は、3年間）とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

記入せずに提出して下さい。

茨城県水戸市笠原町978番6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

(住所) **〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇**

乙

協議書と同一の役職、代表者名を記載してください。

(氏名) **〇〇〇〇株式会社**

代表取締役社長 茨城 太郎 (印)

押印をお忘れなく。

提出部数は2部です。ご注意ください。